

土木事務所発注管内一円工事に関する調査について

1 調査の経緯（報告書P2）

本年8月に、青葉土木事務所及び緑土木事務所における管内一円工事において不適正な経理処理（経由払い）が行われていたことが判明したことから、道路局コンプライアンス推進委員会に調査チームを設置し、環境創造局もこれに参加して、18土木事務所において、過去5年間に発注した管内一円工事について調査を行いました。

2 管内一円工事（報告書P2～P4）

- (1) 一般の工事が、施工場所、施工内容を特定し、設計積算して発注するのに対し、管内一円工事は、市民要望や突発事故等に対応するため、想定の間種、数量により仮積算して発注し、職員が、施工場所や施工範囲等を事業者順次指示し、緊急・迅速に施工するのが特徴です。
- (2) 職員が施工場所等の指示を先に出し施工後に工事数量を取りまとめて積算を行うことや、1件の管内一円工事で10～30箇所もの施工箇所があること、年間を通じて切れ目なく工事発注していくことから、一般の工事と比べ、執行管理に難しさがある工事です。
- (3) 管内一円工事は、想定の間種、数量により仮積算して発注する工事であるため、実際に施工するに当たっては、工期や仕様、数量、契約金額などの工事内容の変更（設計変更）が前提となります。

※設計変更については、全市的な取扱いの基準として、「横浜市工事設計変更事務取扱要綱」が定められており、この要綱の施行時に出された依命通達の中で「請負金額が当初の30%を超えて増減する設計変更（中略）等は、原則として、設計変更の範囲を超え、契約の目的を変更するもので許されないこと」とされています。

3 調査の概要（報告書P4～P7）

(1) 調査対象工事

18土木事務所において、過去5年間に発注した管内一円工事（3,498件）のうち、本調査の契機となった青葉土木事務所及び緑土木事務所の事例を勘案し、当初契約金額比120%から130%の範囲で増額変更している工事（514件）を調査対象とし、道路局及び環境創造局の責任職が文書調査・ヒアリングを行いました。

(2) 調査実施内容

- ア 道路局及び環境創造局の責任職による文書調査
- イ 土木事務所で担当していた職員などからの自己申告及び情報提供
- ウ 不適正な経理処理（経由払い）が疑われる事案についての事業者確認

4 調査の結果（報告書P8～P9）

調査の結果、7土木事務所において、合計12件の経由払い案件が判明しました。

	合計	土木事務所管内一円工事の種類			
		道路	河川	下水道	公園
調査対象工事	514	384	31	81	18
経由払い判明件数	12	9	0	3	0
うち自己申告	8	5	0	3	0

※すでに記者発表している青葉土木事務所及び緑土木事務所の2件を含みます。

なお、特定の職員や事業者に集中している事実はなく、また、職員の公金着服、便宜供与などの不正行為はありませんでした。

5 問題の分析 (報告書P12)

不適正経理調査、関係職員からの聴取及び土木事務所からの意見を集約した結果、問題点は次の2点に集約されます。

(1) 設計変更限度額 (当初契約金額比 130%) を超える工事指示を行ったこと。

ア 市民要望等に迅速に応えるため、新たな契約手続よりも設計変更の方が短時間でできることから、設計変更限度額近くまで変更することが一部では常態化していた。

イ 経験を積まないと把握が難しい工事の出来高について、事業者から出来高が速やかに報告されない等、工事量の執行管理が十分でないまま、新たな市民要望等に対応しようと工事を指示していた。

(2) 設計変更限度額超過への対応として、経由払いという不適正な経理処理を行ったこと。

ア 職員には、自らが指示し施工させた工事に対し支払わなければならないという義務意識があり、経由払い以外に対応手段がないと考え、不適正な行為であると認識しつつ、経由払いを行った。

イ 土木事務所としての組織的対応が十分なされていなかった。

ウ 土木事務所職員に対し、超過した場合の対応手段がマニュアル等で明示されていなかった。

6 再発防止に向けた考え方 (報告書P12～P13)

問題の分析を踏まえ、再発防止に向けては、設計変更限度額を超えないために、以下の取組を行います。

(1) 管内一円工事の執行額は当初契約金額 (100%) を基本にした執行管理を 18 土木事務所に徹底するとともに、事業者に対しても再発防止に向け協力を依頼

(2) 適切な執行管理のため、事業者に工事数量の提出期限を設け、管内一円工事の執行金額を中間時点で集計することを徹底するとともに、土木事務所内で、担当監督員 (職員)、主任監督員 (係長)、総括監督員 (副所長) 等による執行状況の確認・調整を行う会議を開催

(3) 管内一円工事の設計積算から監督、検査に至るまでの作業の標準化を図るとともに、経験が少ない職員が業務を進める上での留意点を示したマニュアルを作成し、土木事務所職員を対象とした研修を実施

(4) 職員のコンプライアンス意識を醸成するため、研修等の取組を行うとともに、職員が疑問や問題を抱え込まないよう、土木事務所内や区役所、事業所管局とも迅速に相談できる体制を整備し、組織的な対応を実施

(5) 管内一円工事の契約に年度末の間隙が生じないよう、年度末の緊急対応を円滑に行うための方法を検討

(6) 万が一、設計変更限度額を超えて工事の指示をせざるを得ない場合には、速やかに関係部署と協議し対応を決定